

令和6年(行ウ)第386号 国葬関連文書「不存在」決定処分取消等請求事件

原告 特定非営利活動法人 T a n s a

被告 国（処分行政庁：内閣官房内閣総務官、内閣府大臣官房長）

証 拠 申 出 書

2026（令和8）年3月17日

東京地方裁判所民事第3部A2係 御中

原告訴訟代理人弁護士	喜田村	洋 一
同	二 関	辰 郎
同	高 橋	涼 子
同	小 野	高 広
同	西 村	友 希

頭書事件について、原告は、次のとおり証拠の申出をする。

なお、本申出書における用語は、別段の記載のない限り、従前の例による。

第1 証人尋問の申出

1 西澤能之氏

(1) 証人の表示

〒100-8926

東京都千代田区霞が関2丁目1番2号 中央合同庁舎第2号館

総務省 行政管理局企画調整課長 西澤能之（呼出・主尋問20分）

(2) 立証の趣旨

内閣法制局との2022（令和4）年7月12日から同月14日までの3日間にわたる協議において、各協議の経過及び内容、同局から示された修正指示の内容、並びにこれらに関する省内外への連絡の状況が、いずれも文書として内閣官房において作成・取得され、開示請求時に保管されていたこと。

(3) 尋問事項

別紙尋問事項記載のとおり

2 御厩敷寛氏

(1) 証人の表示

〒100-8907

東京都千代田区霞が関1丁目2番1号

水産庁 漁政部漁業保険管理官 御厩敷寛（呼出・主尋問50分）

(2) 立証の趣旨

内閣法制局との2022（令和4）年7月12日から同月14日までの3日間にわたる協議において、各協議の経過及び内容、同局から示された修正指示の内容、並びにこれらに関する省内外への連絡の状況が、いずれも文書として内閣官房において作成・取得され、開示請求時に保管されていたこと。

(3) 尋問事項

別紙尋問事項記載のとおり

3 中嶋護氏

(1) 証人の表示

〒100-8914

東京都千代田区永田町1丁目6番1号

内閣府 大臣官房審議官（沖縄政策及び沖縄科学技術大学院大学担当）

中嶋護（呼出・主尋問15分）

(2) 立証の趣旨

内閣法制局との2022（令和4）年7月12日から同月14日までの3日間にわたる協議において、各協議の経過及び内容、同局から示された修正指示の内容、並びにこれらに関する省内外への連絡の状況が、いずれも文書として内閣府において作成・取得され、開示請求時に保管されていたこと。

(3) 尋問事項

別紙尋問事項記載のとおり

4 乗越徹哉氏

(1) 証人の表示

〒100-8916

東京都千代田区霞が関1丁目2番2号

厚生労働省 政策企画調整官 乗越徹哉（呼出・主尋問50分）

(2) 立証の趣旨

2022（令和4）年7月12日から同月14日までに、内閣官房及び内閣府から寄せられた国葬儀についての具体的照会・相談内容及びこれに対し、内閣法制局から修正意見を含む応答を行った事実。

(3) 尋問事項

別紙尋問事項記載のとおり

第2 原告本人尋問の申出

1 本人の表示

〒105-0013

東京都港区浜松町2丁目2番15号 浜松町ダイヤビル2階

特定非営利活動法人 Tansa 代表者理事 渡邊周（同行・主尋問40分

陳述書提出予定)

2 立証の趣旨

請求文書の特定等原告の主張事実及び損害について

3 尋問事項

別紙尋問事項記載のとおり

4 尋問の必要性

原告代表者に対する本人尋問は、以下のとおり、書証のみによっては代替し得ない重要事実の立証に必要不可欠である。

まず、原告法人がいかなる目的・理念のもとに設立され、いかなる調査報道活動を展開してきたか、情報公開請求が原告法人の活動においてどのような位置づけを占めているかは、代表者本人の口頭による説明によって初めて具体的かつ説得的に明らかになるものであり、本件請求が原告法人の活動として必須のものであることを裏付ける前提事実として尋問による立証が必要である。

また、原告がいかなる問題意識のもとに本件に関する取材活動を開始し、情報公開請求という手段を選択するに至ったか、また開示請求の対象文書を特定した根拠・経緯、さらに岸田首相（当時）が記者会見及び国会答弁において内閣法制局との協議の存在を自ら言明した事実を原告がどのように受け止めて請求の判断に至ったかも、尋問によって直接原告に確認する必要がある。

さらに、本件文書の不開示によって原告の報道が阻害された具体的な状況、国民の知る権利及び民主主義的な行政監視機能に与えた影響は、原告代表者が最も確に語り得る地位にある。

加えて、本件不開示決定によって原告法人が被った損害の内容及び程度についても、実際の取材・報道活動に直接携わってきた原告代表者の証言によって、具体性・迫真性を以て明らかにすることができる。

以上はいずれも原告代表者の証言によって初めて明らかとなる重要事実を含むものであるため、同人に対する尋問は必要不可欠である。

以上

尋問事項（西澤能之）

- 1 証人の経歴および当時の職務権限
- 2 内閣法制局に意見を求める契機となった「内閣官房及び内閣府において、閣議決定を根拠として国の儀式である国葬儀を行うことが可能であるか」の整理に含まれる法律問題とは何か
- 3 案段階文書は、いつ、誰が関与して作成されたのか
- 4 甲9「国費をもって国の事務として葬儀を、将来に渡って一定の条件に該当する人について、必ず行うこととするものではないこと」の文章が入ったのは内閣法制局の指摘に基づくものか、その指摘は、内閣法制局に意見照会した理由の「法律問題」に関係するのか
- 5 甲35に「国葬令のような国民一般に喪を服することを強制するような取扱いをしない場合には、法的根拠を与えるための立法行為は必要ないこと」との文章が入ることに内閣法制局は関与しているか、その関与は、内閣法制局に意見照会した理由の「法律問題」に関係するのか
- 6 2022年7月14日に乗越参事官から電話でどのような回答を受けたか
- 7 甲35に上記の文章が入ることへの内閣法制局の関与については内閣官房その他の部局で共有されたか
- 8 案段階文書ないしそのデータはすべて廃棄されたのか
- 9 その他本件に関する一切の事項

尋問事項（御厩敷寛）

- 1 証人の経歴および当時の職務権限
- 2 内閣法制局に意見を求める契機となった「内閣官房及び内閣府において、閣議決定を根拠として国の儀式である国葬儀を行うことが可能であるか」の整理に含まれる法律問題とは何か
- 3 案段階文書は、いつ、誰が関与して作成されたのか
- 4 内閣法制局担当者と2022年7月12日に話をしたときの状況は記録したか、またその内容は内閣官房その他の部局で共有したか
- 5 内閣法制局からは同月12日の面会以降、連絡は受けたか、受けたとすれば、その内容を記録したか、またその内容は内閣官房その他の部局で共有したか
- 6 案段階文書は変更されたか、変更されたとすればその経緯、状況
- 7 甲9に「国費をもって国の事務として葬儀を、将来に渡って一定の条件に該当する人について、必ず行うこととするものではないこと」の文章が入るに至る経緯
- 8 甲9に上記の文章が入ったのは内閣法制局の指摘に基づくものか、その指摘は、内閣法制局に意見照会した理由の「法律問題」に関係するのか
- 9 甲35に、「国葬令のような国民一般に喪を服することを強制するような取扱いをしない場合には、法的根拠を与えるための立法行為は必要ないこと」が入るに至る経緯
- 10 甲35に上記の文章が入ることに内閣法制局は関与しているか
- 11 その関与は、内閣法制局に意見照会した理由の「法律問題」に関係するのか
- 12 甲35に上記の文章が入ることへの内閣法制局の関与については内閣官房その他の部局で共有されたか

1 3 案段階文書ないしそのデータはすべて廃棄されたのか

1 4 その他本件に関する一切の事項

尋問事項 (中嶋護)

- 1 証人の経歴および当時の職務権限
- 2 内閣法制局に意見を求める契機となった「内閣官房及び内閣府において、閣議決定を根拠として国の儀式である国葬儀を行うことが可能であるか」の整理に含まれる法律問題とは何か
- 3 内閣法制局と2022年7月12日に話をしたときの状況は記録したか、またその内容は内閣府その他の部局で共有したか
- 4 甲9に「国費をもって国の事務として葬儀を、将来に渡って一定の条件に該当する人について、必ず行うこととするものではないこと」の文章が、甲35に「国葬令のような国民一般に喪を服することを強制するような取扱いをしない場合には、法的根拠を与えるための立法行為は必要ないこと」の文章が、それぞれ入ることについての内閣法制局の関与については、内閣府その他の部局で共有されたか
- 5 案段階文書ないしそのデータはすべて廃棄されたのか
- 6 その他本件に関する一切の事項

尋問事項（乗越徹哉）

- 1 証人の経歴および当時の職務権限
- 2 内閣官房及び内閣府から内閣法制局の意見を求める理由として「法律問題」があるとの説明を受けたか、受けたとすればその内容
- 3 2022年7月12日の内閣官房及び内閣府との相談前に、この相談内容について、内閣法制局の内部で検討したか
- 4 同日の内閣官房及び内閣府との相談の内容は記録したか、またその内容は内閣法制局で共有したか
- 5 同日の相談以降、案段階文書の内容・文章について、内閣官房または内閣府に連絡・指摘したか、したとすればその内容
- 6 甲9に、「国費をもって国の事務として葬儀を、将来に渡って一定の条件に該当する人について、必ず行うこととするものではないこと」の文章が入ったことについて、内閣法制局は関与しているか、している場合にはその内容
- 7 甲9に上記文章が入らないと、「閣議決定を根拠に国の儀式である国葬儀を実施することは可能である」という結論には疑義が生じうると内閣法制局は判断したのか
- 8 甲9に上記の文章が入ることに関して、内閣法制局は、事前に、甲9の当該部分の文章を書面の形で見ていたか
- 9 甲35に、「国葬令のような国民一般に喪を服することを強制するような取扱いをしない場合には、法的根拠を与えるための立法行為は必要ないこと」が入ったことについて、内閣法制局は関与しているか、している場合にはその内容

- 1 0 甲 3 5 に上記文章が入らないと、「閣議決定を根拠に国の儀式である国葬儀を実施することは可能」という結論には疑義が生じうると内閣法制局は判断したのか
- 1 1 甲 3 5 に上記の文章が入ることに関して、内閣法制局は、事前に、甲 3 5 の当該部分の文章を書面の形で見ていたか
- 1 2 甲 3 5 に上記の文章が入ることについて、「内閣法制局長官まで了解している」旨を内閣官房または内閣府に伝えたか
- 1 3 2 0 2 2 年 7 月 1 4 日に、西澤能之氏に対し、内閣法制局の意見としてどのような内容を電話で伝えたか
- 1 4 その他本件に関する一切の事項

尋問事項（渡邊周）

- 1 原告法人の設立経緯、目的、事業内容及び活動実績について
- 2 本件情報公開請求の動機及び経緯
- 3 原告が請求した文書の内容
- 4 不開示決定後の状況
- 5 不開示決定による原告の損害及び影響
- 6 その他本件に関する一切の事項